

## 新居浜工業高等専門学校情報教育センター部門細則

平成15年2月12日細則第1号

最終改正 平成31年3月8日

(趣旨)

第1条 この細則は、新居浜工業高等専門学校情報教育センター規程第4条第2項の規定に基づき、情報教育センター（以下「センター」という。）の部門に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 各部門は、情報教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の定める方針により業務を行う。

(部門長)

第3条 各部門に部門長を置き、副センター長の中からセンター長が指名する。

2 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(情報教育推進部門)

第4条 情報教育推進部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報教育の推進及び基本方針の企画に関すること。
- (2) 情報処理教育及び情報リテラシー教育の企画に関すること。
- (3) マルチメディア教育の企画に関すること。
- (4) 遠隔教育のコンテンツの企画及び開発に関すること。
- (5) 各演習室，CALL教室の管理（情報機器を含む。）及び運営に関すること。
- (6) 情報セキュリティ教育及び啓発に関すること。

2 情報教育推進部門は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 専攻主任 1人
- (3) 教務主事補 1人
- (4) 各学科・科の教員 各1人
- (5) センター長が指名した者

3 前項第2号及び第3号の委員は、校長が指名する。

4 第2項の第1号，第2号，第3号及び第5号の委員は、同項第4号の委員を兼ねることができる。

(事務処理システム推進部門)

第5条 事務処理システム推進部門は、情報ネットワーク及び情報機器による効率的な事務処理方法の企画立案に関する業務を行う。

2 事務処理システム推進部門は、部門長，総務課長及び学生課長をもって組織する。

(ネットワーク運用管理部門)

第6条 ネットワーク運用管理部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報ネットワーク及び情報機器を活用した教育を推進するための技術的支援に関すること。
- (2) 情報ネットワーク及び情報機器を活用した情報処理教育，情報リテラシー教育及

びマルチメディア教育を実施するための技術的支援に関すること。

(3) 情報ネットワーク及び情報機器を活用した事務処理，広報及び研究活動の技術的支援に関すること。

(4) 情報ネットワークの管理及び運用に関すること。

(5) 教育用電子計算機システムの管理及び運用に関すること。

(6) 教職員の情報ネットワーク及び情報機器の活用能力向上に関すること。

(7) 情報ネットワークを介した情報検索及び情報公開の技術的支援に関すること。

(8) 情報セキュリティの維持向上に必要な環境整備に関すること。

(9) ネットワーク基幹室の管理及び運営に関すること。

2 ネットワーク運用管理部門は，情報処理に関する知識を有する者で，センター長が指名した者と各学科・科の教員各1人をもって組織する。

(委員の任期)

第7条 第4条第2項第4号，第5号及び前条第2項に掲げる委員の任期は1年とする。ただし，再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(報告等)

第8条 各部門は，業務の進捗状況について運営委員会に報告を行うものとする。また，業務の遂行に伴い生じた課題，提案事項等については，必要に応じ，運営委員会に諮ることとする。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか，必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この細則は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成22年9月14日から施行し，平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は，平成23年2月8日から施行し，平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年9月1日 一部改正)

この細則は，平成28年9月1日から施行し，平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月8日 一部改正)

この細則は，平成31年4月1日から施行する。